

乳の暴露評価における国産/輸入の割合の考慮について

平成 26 年 2 月 20 日

農薬・動物用医薬品部会

人が食している「乳」は、「飲用乳」と「乳加工品（バター、チーズ、クリーム等）」に分類される。また、飲用乳としての乳は国内生産乳に限定されており、乳製品全体の国産/輸入の割合は過去 10 年間（2002 年～2011 年）で大きな変動はない（下表：農林水産省食料需給表より引用）。

表. 乳製品の輸入割合（2002 年～2011 年）

	形態	割合%	合計割合%
国内生産乳	飲用	41.2±2.08	70.3±1.14
	加工品	30.0±1.89	
輸入乳	飲用	0	29.7±1.14
	加工品	29.8±1.14	

また、最大理論的飼料由来負荷（MTDB）や平均的な飼料由来負荷（飼料中の平均的な残留農薬濃度）各国で異なり、国内と海外の畜産品で残留量に差があることから、「国内生産乳による暴露評価」と「輸入乳による暴露評価」を区別して評価することは可能である。

なお、平成 10 年 8 月 7 日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」においても、国産と輸入の割合については、経時的に大きく変動しないこと等を示す明確なデータがある場合に限り、考慮することとされている。

国際的には、暴露評価において各国レベルで考慮可能とされている項目として、「国産農作物と輸入農作物の割合」が提言されている。

※「FAO manual on the submission and evaluation of pesticide residues data for the estimation of maximum residue levels in food and feed」のChapter7 Estimating dietary intake of pesticide residues.に掲載。

【精緻化する際に用いる代表値の具体的な計算式】

$$\text{暴露評価に用いる代表値} = \frac{\text{A (ppm)} \times 70 (\%)}{\text{国内生産乳由来}} + \frac{\text{B (ppm)} \times 30 (\%)}{\text{輸入乳由来}}$$

※ A (ppm) : 国内での飼料中の残留農薬濃度をもとに算出した乳の推定残留濃度等
※ B (ppm) : 国際機関、海外で設定されている乳の推定残留濃度（STMR 等）

【対応具体例】（新摂取量を用いた暴露評価で80%に収まらなかった品目について）

品目名	新摂取量での ADI 比		国内 登録/承認	精緻化に当たり考慮した試算※1
	精緻化前	精緻化後		
ケトプロフェン（動物 用医薬品）	104%	33.1%	○ （仮、和のみ）	国内の推定残留量【ゼロ※2】×0.7+海外 の推定残留量【0.05】×0.3
ヘキサジノン（農薬）	124%	45.3%	×	国内の推定残留量【0.24】×0.7+海外の 推定残留量【2.99】×0.3

※1：詳細は別添「精緻化に当たり考慮した試算の詳細について」を参照

※2：食用動物への使用は認められていないため

【今後の方針】

乳に限らず、食品の国産と輸入の割合について、経時的に大きく変動しないことを示すデータ及び国内/海外の推定残留量等が確認できる場合に限り、それらを考慮した暴露評価を個別に検討していくこととする。

また、評価を行った食品の国産と輸入の割合については、評価後も継続して追跡し、大きな変動が確認されれば、基準値の削除、変更を検討していくこととする。